

# 第1章 プランの基本的な考え方

## 1 プランの趣旨

- 男性も女性も、お互いに人権を尊重し、また、喜びも責任も分かち合い、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすために定められた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）は、施行後16年あまりが経過しました。この間、国や地方自治体では、男女共同参画社会の実現に向け、行政・企業・国民が一体となった様々な取り組みが進められてきました。
- 八幡市では、基本法に基づき、平成13年（2001年）に「八幡市男女共同参画プラン」を、平成18年（2006年）には、これの改定版である「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画」を策定しました。この後、計画期間が終了することに伴い、平成23年（2011年）に計画を見直し、「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅱ」（以下「前期プラン」という。）を策定するとともに、八幡市男女共同参画推進条例を制定し、八幡市女性相談の開設、八幡市女性ルームの開設など、様々な施策を進めてきました。
- しかし、我が国は、少子高齢化の進展、人口減少時代を迎え、社会経済や地域社会などの急速な変化を背景に、女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、男女共同参画の視点に立った防災の取り組みが重要になっています。また、男女間の暴力に関する問題の多様化など、男女共同参画に関して新たな課題や取り組みが求められています。
- 現在も性別による役割分担意識は根強く、それに基づく男女の不平等はいまだ解消されていないのが現状です。政治や経済の場における女性の活躍が低調である一方で、子育てや介護、地域への男性の参加・参画が進んでいないなど、依然、多くの課題が残されています。
- このような状況を踏まえ、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍する取り組みを一層推進するため、前期プランにおける取り組みの評価を行うとともに、男女共同参画に関する市民・事業所意識調査を通じ、市民意識や事業所の実態とニーズを把握したうえで、「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅱ（後期プラン）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

### 男女共同参画社会基本法

男女がお互いの人権を尊重し、責任と利益を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律。「参画」は単なる参加ではなく、方針決定への参画を意味します。平成11年（1999年）6月施行。

### 八幡市男女共同参画プラン

基本的人権の尊重をうたった日本国憲法と男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえ、国、府の行動計画を考慮し、八幡市総合計画を上位計画とした男女共同参画社会の実現に向けた八幡市男女共同参画に関する基本指針です。推進期間は、平成13年（2001年）～平成23年（2011年）の10年間。

### ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現とは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く者一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをいいます。

## 2 プランの基本的な理念

- 本プランは、男女共同参画社会の形成をめざして、「基本法」及び「八幡市男女共同参画推進条例」に基づく、前期プランの理念を引き継ぎ、次の4つの基本的理念を掲げます。

- (1) 男女の人権の尊重と、互いの個性及び能力の発揮
- (2) 社会における制度、慣行の見直しと、活動の選択への配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活と仕事、社会活動の調和

八幡市男女共同参画推進条例より抜粋

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次ぎに掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性及び能力を發揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が解消され、社会における活動の選択に対して影響を及ぼさないように配慮されること。
- (3) 市民が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 市民が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活及び仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活が図られること。

### 3 プランの基本的な視点

- 本プランは、これまでの成果と課題に対応し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、次の基本的な視点を踏まえ、策定します。

#### (1) 男女共同参画社会とは、男女が互いに助け合い、より良い社会をめざすこと、そして女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること

- 固定的な役割分担意識をなくした男女平等の社会
- 一人ひとりの人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会
- 男女共に個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会

#### (2) 男女共同参画が進むとどんなことが期待できるのか

- 地域社会や学校などのあらゆる場での教育によって、男女平等意識が熟成され、新しい生き方への気づきが広がります。
- 仕事と家庭、地域等との両立支援と働き方の見直しが図られ、生きがいのある生活を送ることができます。
- 意思決定の場に女性の参画が進められ、女性の能力が活かされます。
- 人権と性が大切にされ、性暴力をなくす取り組みが推進され、互いに対等なパートナーとして、理解し協力し合える社会になります。
- 様々な困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境がつけられます。

## 4 プランの性格と位置づけ

- 本プランは、平成13年(2001年)に定め、平成23年(2011年)に改定した「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅱ」の前期計画期間における達成状況の点検を行い、見直し計画として策定したものです。
- 本プランは、憲法や女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、国や府の「男女共同参画基本計画」「新京都府男女共同参画計画」の考え方のもと、本市における男女共同参画社会の実現に向け、総合的に施策を進めるための指針となります。
- 本プランは、「基本法」に規定された地方公共団体の責務を果たすために、男女共同参画社会の実現をめざして、その基本方針、施策の方向を明らかにし、男女共同参画関連施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。
- 本プランは、男女の性別に捉われることなく、男女がその個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するために、プランの基本的な視点を踏まえた事業の促進や啓発活動の推進を展開します。
- また、性別役割分担の仕組みの中で生じた社会制度・慣行を見直し、男女の意識の改革へ向けて多様な分野から事業展開を図り、八幡市の現状と課題を明確にしながら、その方向性を示すものとしします。
- 本プランは、平成13年(2001年)に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。
- 本プランは、平成27年(2015年)8月に制定された「女性の職業生活における活躍推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条で努力義務とされている地域における女性の職業生活における活躍を進めるための行政としての推進計画と一体のものとして対応することとしています。

### 女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」で、昭和54年(1979年)国連総会で条約が採択され、日本は、昭和60年(1985年)に批准しました。女性も個人として男性と平等な権利、機会、責任を享受できる完全な男女平等の実現をめざしています。平成27年(2015年)7月現在の署名は99カ国、締約は189カ国。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。同法第2条の3第3項に市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとしている。

## 5 プランの期間

- 本プランの推進期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。
- ただし、男女共同参画に関する国内外の変化に対応するため、計画最終年度にあたる平成32年度(2020年度)中に、市民意識調査などを通じて本市の状況等の把握を行い、プランの見直しを行うものとします。

## 第2章 プラン策定の背景

### 1 国内外の動向

#### (1) 国際的な男女共同参画の流れ

- 昭和50年(1975年)、国連はこの年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」とし、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、世界各国が取り組むことを提唱し「世界行動計画」が採択されました。
- 平成7年(1995年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、国際的指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。その後、平成12年(2000年)6月には、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、「行動綱領」の進捗状況の確認・評価がされ、21世紀の男女平等社会実現のための行動を示した「成果文書」が採択されました。
- 平成17年(2005年)に開催された「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)の宣言では、「北京宣言及び行動綱領」及び国連特別総会「女性2000年会議」の成果文書が再確認され、その実施状況・見直しも行われました。
- 平成18年(2006年)には、東アジア男女共同参画担当大臣会合が東京で開催されました。これは東アジアにおける初の男女共同参画担当大臣会議であり、16カ国2国際機関が出席し、共同コミュニケが採択されました。
- 平成23年(2011年)1月には、既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として新たな機関が正式発足しました。
- 平成24年(2012年)3月には第56回国連婦人の地位委員会において我が国が提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
- 平成27年(2015年)3月には、平成7年(1995年)に開催された第4回世界女性会議(北京会議)から20年目に当たることを記念し、第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに議論が図られています。

#### 世界女性会議

女性の地位向上のための国連による会議。「国際婦人年(昭和50年(1975年))」における具体的な取り組みの一つとして同年にメキシコシティで開催されました。

「平等・開発・平和」をテーマとして掲げ、国連婦人年以降5~10年ごとに、女性に関する世界会議が開催されています。会議では、各国政府代表と国連諸機関が参加する「政府間会議」と民間によるNGOフォーラムが開催されています。

## (2) 国内の動向

- 昭和50年(1975年)、総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定し、女性問題への本格的な取り組みがはじめられました。その結果、昭和60年(1985年)の「女子差別撤廃条約」の批准を契機に法制度面の整備が進められました。
- 平成8年(1996年)には、男女共同参画社会形成の促進に関する新しい国内行動計画「男女共同参画プラン」が策定され、更に、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを定めています。
- 「男女共同参画基本計画」については、平成12年(2000年)に閣議決定され、総合的かつ計画的な取り組みが進められてきましたが、これまでの取り組みを評価・総括し、平成17年(2005年)には第2次の計画が、平成22年(2010年)には第3次の計画が策定されています。
- それまでは女性を中心とした「仕事と家庭の両立」の取り組みであったのが、男女あらゆる年代層を対象として、育児や介護にとどまらないあらゆる活動との調和である「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の取り組みへと深化しています。平成19年(2007年)には「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、官民あげての仕事と生活の調和の推進を図っているところです。
- 女性の参画拡大のためには、一層戦略的な取り組みが必要とされることから、平成20年(2008年)には男女共同参画推進本部において「女性の参加加速プログラム」が策定され、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識改革の3つを一体として推進することが打ち出されています。
- 平成24年(2012年)6月、「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くまでしこ大作戦～を策定し、男性の意識改革、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)、公務員の率先垂範の3点を柱とする取組みを推進することとしています。
- 平成25年(2013年)6月、女性の活躍促進が日本再興戦略の中核として位置づけられ、以降、指導的地位への女性の参画促進、女性の再就職に向けた保育所整備等の取組が推進されてきました。
- 平成27年(2015年)8月、女性の採用・登用・能力開発等のための行動計画策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が可決・成立し、9月に施行されました。
- 平成27年(2015年)12月、平成32年度(2020年度)末までに実施する施策の基本的な方向性と具体的な取組をとりまとめた第4次男女共同参画基本計画の策定を進めています。

### 男女共同参画基本計画

平成12年(2000年)12月に男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画として策定。平成8年(1996年)12月に男女共同参画推進本部が決定した国内行動計画の「男女共同参画2000年プラン」を基礎につくられたもので、第1部は基本的考え方、第2部では女性に対する暴力の根絶のための基盤づくりについてなど、11の取り組むべき具体的施策についてが新しく盛り込まれ、第3部では総合的推進体制の整備・強化を述べています。

### (3) 京都府の取り組み

- 京都府では、昭和56年(1981年)に「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」を策定し、同年、「京都府婦人の船」事業の実施、翌年6月には「京都府立婦人教育会館」の開館と「京都府婦人海外研修」が取り組まれてきました。平成元年に「KYOのあけぼのプラン」が策定され、男女平等と共同参画の21世紀をめざす行動計画が平成12年(2000年)を目標として、取り組みがスタートしました。
- 平成6年(1994年)には、「京都府の新しい農山漁村女性ビジョン」が策定され、「京都府女性総合センター」が開設されました。平成13年(2001年)には「新KYOのあけぼのプラン」として、新たに10カ年計画が策定されました。そして、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた啓発と人づくり、女性のチャレンジ支援、仕事と子育ての両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の人権擁護などに取り組んでいるところです。
- 平成16年(2004年)4月には男女が支え合い、一人ひとりが生き生きと輝ける社会の実現をめざして、「京都府男女共同参画条例」が施行されました。
- 平成17年(2005年)3月には、京都府男女共同参画審議会から、京都府におけるチャレンジ支援方策について意見書が提出され、女性が意欲と能力を発揮し、社会で活躍できるよう様々な支援策が必要であるとして「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」として取り組むべきチャレンジ支援策の方向が示されています。
- 平成18年(2006年)には、DVの根絶をめざし、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進するために「京都府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定されました。
- 平成22年度(2010年度)には、京都雇用創出活力会議で、行政、経済団体、労働団体、NPO、地域団体等が連携して取組を進めるための「京都仕事と生活の調和行動計画」が策定されました。また、ワンストップで就業支援と保育情報の提供等を行う京都ジョブパークマザーズジョブカフェを開設されました。
- そして、平成23年(2011年)には、「新KYOのあけぼのプラン」の後継となる「KYOのあけぼのプラン(第3次)」が策定されました。
- 平成23年(2011年)11月、公労使のオール京都体制でワーク・ライフ・バランスに取り組む拠点として「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を開設し、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進認証企業制度により、企業の実情に応じ

た仕事と子育て・介護との両立支援策等の導入を促進しています。

- **平成27年(2015年)**3月、経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）が連携して、京都における女性の活躍を加速化させるための推進組織「輝く女性応援京都会議」が発足しました。
- 同年10月、若者や女性、高齢者、障害のある方など、女性府民全員参加により、「京都の未来を拓く人をつくる」等を基本目標とした「京都府地域創生戦略～京都流地域創生～」を策定し、**平成31年度(2019年度)**までの5年間で、新しい交流の中で持続可能で魅力と活力ある地域をつくりあげる文化創生のための施策を推進することとしています。
- **平成28年(2016年)**3月、女性活躍推進法に基づく「京都女性活躍応援計画(仮称)」を新たに策定することとし、**平成27年(2015年)**3月に開催した第1回輝く女性応援京都会議において採択された行動宣言の具体化を図ることとしています。

### KYŌのあけぼのプラン（第3次）

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法が**平成11年(1999年)**に制定され、翌年の**平成12年(2000年)**末には国の男女共同参画基本計画が策定されました。男女共同参画基本法第14条に係る都道府県の法定計画。**平成23年度(2011年度)**から**平成32年度(2020年度)**までを計画期間とする京都府男女共同参画計画。

### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

過去に形成された社会的・構造的な男女間格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした積極的差別是正措置のこと。男女共同参画社会基本法では、国に準じて地方公共団体でも男女間の格差を改善するため必要な範囲においてポジティブ・アクションの促進施策を展開する責務を有すると明記されています。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれています。一般的には「夫や恋人など親密な関係にあるパートナーから女性に対して振られる暴力」という意味で使用されています。夫婦（もと夫婦を含む。）や恋人など親しい間柄で起きる、身体的、精神的、性的、経済的な暴力を言います。

DVは交際中の10代、20代の若い人たちの間でも起こっており、特に「デートDV」と呼ばれています。

### 京都府男女共同参画条例

男女共同参画の推進に関し、基本理念等を定め、その取り組みを府、府民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するための条例。**平成16年(2004年)**制定されました。

## 2 八幡市の取り組み

- 八幡市では、昭和63年(1988年)9月に「男女平等社会をめざす八幡市行動計画策定協議会」を設置し、市民アンケートを実施する中で基礎資料をまとめ、平成3年(1991年)には、平成12年度(2000年度)末までの10年間を計画期間とする第1次プランとなる「男女平等社会をめざす八幡市行動計画」を策定しました。平成6年(1994年)には、庁内組織の「八幡市女性政策推進本部」が設置され、女性政策の推進にかかる企画・調整などが実施されました。
- また、第1次プランの中間年にあたる平成9年(1997年)には市民意識調査を実施するとともに、プランの中間報告をまとめました。平成12年(2000年)3月には、女性への暴力やジェンダーの視点を入れた市民意識調査を実施し、学識経験者を含む女性6人、男性4人で組織された男女共同参画プラン懇話会から出された「八幡市男女共同参画プラン」の策定に向けた意見等を踏まえ、平成13年(2001年)3月に第2次プランとなる「八幡市男女共同参画プラン」を策定しました。以降、このプランを指針として、男女が共に輝く社会づくりをめざし、市民の理解・協力・参加を得ながら、様々な施策の展開を図ってきました。
- 平成17年(2005年)に八幡市民の生活、労働状況の実態や男女の平等など、男女共同参画社会に関する意識を把握するために市民意識調査を実施し、男女が生き生きと働くための環境整備などの事業所における取り組みや姿勢を把握するため、初めて市内事業所を対象とした調査を実施しました。
- これらの調査は、女性の能力発揮のための積極的な取り組みやセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理、男女間の賃金格差の解消など制度上の整備等の状況などについて行ったもので、本市が具体的に取り組む必要な施策の基礎資料としました。
- 平成18年(2006年)4月には、近年の女性を取り巻く国内外の変化に対応し、また、これまでの成果や課題に対応するため、従来のプランの後継プランとして中間見直しを行い、男女共同参画社会の必要性が市民に理解されるよう、本市が行う男女共同参画啓発事業を「るーぷ講座」と名づけ、市民定着を図りました。また、この中間見直しから、計画の名称を「るーぷ計画」とし、人から人へつなぐ和と輪を実感してもらいながら、男女共同参画社会づくりを進めてきました。
- そして、平成23年(2011年)3月に「るーぷ計画」の後継プランである「るーぷ計画Ⅱ」を10年計画として新たに策定しました。基本的には現行計画を踏襲しつつ、少子高齢化、グローバル化等が進行する中で、これからの新しい男女の生き方を展望しながら、市民の意識改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、性暴力の防止などを重点的な課題としています。
- プランの中間年を迎えるにあたり、平成27年(2015年)に後期プランの策定を進めました。策定にあたっては、庁内での点検作業に加え、より広範な市民の意見を反映させるため、市民・事業所意識調査の実施やパブリックコメントを行い、更には、「八幡市男女共同参画プラン懇話会」の意見等を踏まえ、「八幡市男女共同参画推進本部」で後継プランを策定しました。

## (1) 八幡市女性相談

- 平成13年(2001年)4月に女性問題アドバイザーによる相談事業を開設いたしました。相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容は多岐にわたっています。相談内容で特に多いのがドメスティック・バイオレンス、いわゆるDV相談です。DV被害者が相談しやすい環境整備や被害者の立場にたった支援、各関係機関との連携強化を図ってきました。また、DV被害者のあらゆる状況に力を与えるため、平成22年(2010年)5月からフェミニスト・カウンセラーによる女性専門相談を開設し、カウンセリング機能の充実を図っています。

## (2) 八幡市男女共同参画推進条例

- 男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者が一体となって、家庭や職場、学校、地域社会など日常活動の中で積極的に取り組んでいくための根拠として、平成21年(2009年)4月に「八幡市男女共同参画推進条例」を策定しました。
- この条例では、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題の一つと位置づけ、「～自立と協働による個性あふれるまちづくり～ 人権を大切にし、みんなが力を合わせてまちづくりを進めるまち」を築くため、男女共同参画における基本理念並びに市、市民及び事業者の責務その他市の特性に応じた男女共同参画に関する施策の基本となる事項について規定しています。

## (3) 八幡市女性ルーム

- 女性の自立や社会参加の促進、市民活動の支援、女性団体や個人のネットワーク化のための総括機能を持った拠点の整備が求められていることから、現有施設の有効利用など、多様な選択肢の中から、その具体化に向けて検討し、平成21年(2009年)6月から、八幡市人権・交流センター内に週二日(木・金)の利用で「女性ルーム」を開設しました。「女性ルーム」は、男女があらゆる分野への社会参画を促進し、学習、意見交換、交流のできる拠点施設として男女共同参画社会の実現のための活動されている団体、個人が自由に施設を利用することができます。
- 平成23年(2011年)3月、八幡人権・交流センター大規模修繕工事完成に伴い、女性ルームを移設したことで、女性相談・女性専門相談と合わせての常時使用が可能となりました。

## (4) その他

- 平成26年度(2014年度)に、ワーク・ライフ・バランスをテーマに関係部署と連携する中で、リーフレットや啓発チラシを作成し、商工会、工業会加盟の事業所に送付しました。また、窓口に配架するなど、積極的に啓発を進めています。